

福岡県弁護士会 環境宣言

第1 基本理念

人類は、限りある資源を大量に使用し、大量生産・大量消費・大量廃棄の社会システムによって、自然環境を破壊してきました。しかし、かかる反省に基づき、資源を使い果たすのではなく、現代の世代が将来の世代の利益や要求を充足する能力を損なわない範囲内で環境を利用し要求を満たしていく社会（持続可能な社会）へと方向転換をしつつあります。

現在、かけがえのない地球環境を保全し、持続可能な社会を形成しようとする市民の意識は強まり、今まさに、温室効果ガス排出量削減など環境保全活動が世界的な流れとして定着しつつあります。そのような世界的な変革がなされつつある最中に、2011年3月11日、福島第一原子力発電所事故が発生し、環境影響の低い持続可能社会を構築する重要性がより一層明らかになりました。

福岡県弁護士会では、公害問題・環境問題は人権問題であるとの視点から、これまで悲惨な公害の根絶や自然環境の保全・再生に向けて、国や自治体に対して様々な提言を行うとともに、シンポジウムの開催などを通じて市民の皆様にも環境保全の重要性を訴えて参りました。

当会は、地球環境の保全が人類共通の最重要課題の一つであることを認識し、今後も、環境負荷の低減、環境保全のため、外部に対するこれらの活動を継続するとともに、当会会員の執務や、当会の会務、会館の運営等においても、環境保全の活動に取り組むべく、ここに以下の宣言をします。

第2 環境宣言

- 1 弁護士会の活動や弁護士業務による環境影響を常に認識し、地球環境への負荷を可能な限り低減するために、以下の施策に取り組む努力をします。
 - (1) 省エネ活動の推進
 - (2) 省資源活動の推進
 - (3) 当会の会員及び職員各人の環境保全意識の向上
- 2 環境問題に関する提言・啓発活動に取り組みます。

2012（平成24）年5月23日

福岡県弁護士会
会長 古賀和孝